開発行為をしようとする土地の緑化に関する協定書

　健康で住みよい緑と太陽に恵まれた新しいふるさとのまちづくりに寄与するため　　　　年　　月　　日に八千代市（以下「市」という。）と

（以下「事業者等」という。）で締結した緑化協定について，緑化内容に変更が生じたことから開発行為をしようとする土地の緑化に関し，次のとおり変更の緑化協定を締結する。

　（事業者等の責務）

第１条　事業者等は，別紙「開発行為の緑化計画概要書」に記載する事項に基づき，誠実かつ積極的に開発行為をしようとする土地の緑化（以下「緑化」という。）に努めるものとする。

　（緑化の方法）

第２条　緑化は，八千代市緑化推進指導要綱（平成７年八千代市告示第３９号。以下「要綱」という。）に定める方法により行うものとする。

　（緑化の完了時期等）

第３条　事業者等は，　　　　　　　　　　　　に緑化を完了するものとする。

２　事業者等は，緑化が完了したときは，市に別紙「緑化完了報告書」を提出するものとする。

３　市は，前項の報告書の提出を受けたときは，速やかに緑化完了検査を行うものとする。

４　市は，事業者等に対し，緑化の履行について報告を求めることができる。

　（維持管理）

第４条　事業者等は，緑化の完了後，当該緑化を行った土地（以下「緑地」という。）の管理体制を整え，良好な維持管理に努めるものとする。

２　事業者等は，緑地の樹木をみだりに伐採してはならない。また，緑地の樹木が枯損した場合は，その都度樹木を補植するものとする。

　（所有権等の譲渡）

第５条　事業者等は，開発行為をしようとする土地の所有権等を譲渡する場合は，新たに所有者等になる者に対してこの協定が継承されるよう適切な措置を講じるものとする。

　（助言及び指導）

第６条　市は，事業者等の緑化計画の策定，緑地の維持管理等について，必要な助言及び指導を行うものとする。

　（資料提出等の要求）

第７条　市は，事業者等に対してこの協定の目的を達するために必要な限度において資料の提出，説明及び必要な協力を求めることができる。

　（協定の有効期間）

第８条　この協定の有効期間は，協定を締結した日から起算して１０年とする。

　（協定の変更）

第９条　この協定に定める事項を変更しようとするときは，双方協議の上，変更するものとする。ただし，要綱第６条第１項ただし書及び第２項に規定する変更であるときは，この限りでない。

　（疑義の解決）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については，双方協議の上，解決するものとする。

　この協定の締結を証するため，本協定書２通を作成し，双方記名押印の上，各自１通を保有する。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　八千代市大和田新田３１２番地の５

　　　　　　　　　　　八千代市

　　　　　　　　　　　八千代市長　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　事業所等名称

　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　印